

身体拘束適正化のための指針

宇土市老人ホーム 芝光苑

身体拘束等廃止に関する理念

身体拘束は、入所者の生活の自由を制限するものであり、入所者の尊厳ある生活を阻むもので、当施設では入所者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、個々の職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束をしないケアの実施に努めます
熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例、第17条4項により身体拘束等を禁止しています。

緊急時やむを得ない場合の例外三原則

切迫性：入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険になる緊急性が高い場合

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三条件を全て満たすことを必要とする

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- A.徘徊しないように、車椅子やイス、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る
- B.転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- C.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- D.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- E.点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- F.車椅子やイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつける
- G.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- H.脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- I.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- J.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- K.自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体拘束適正化検討委員会を設置し、3月に1回以上開催する

身体拘束適正化検討委員会は、以下の委員で構成する

- ・施設長　・生活相談員
- ・看護職員　・支援員

身体拘束適正化検討委員会は以下の項目を検討、決定する

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

- ・身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う
定期的な研修（年二回）の実施

新任職員に対する身体拘束廃止のための研修の実施

身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する

一. カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況により実施した後、身体拘束委員会を中心として関係者が集まり、切迫性、非代替性、一時性の三要件を満たしているかどうかを検討、評価、確認をする。併せて囑託医や協力医療機関と情報の共有化を図り、受診や入院等の指示があれば従う、また、速やかに当該家族と連絡をとり、身体拘束以外の手立てを講じることができるかを協議する。上記三要件を満たしかつ医療機関や家族等による対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討を行う

二. 利用者本人や家族などに対するの説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等に利用者の状況を説明し、同意を得たうえで実施する

三. 記 録

専用の記録様式にてその態様、時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し、身体拘束の早期解除に向けて拘束の方法を検討する。また実施した身体拘束の事例や分析結果について、処遇職員へ周知し、身体拘束検討。実施記録は5年間保存する

四、拘束の解除

三の記録と再検討の結果が、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は直ちに拘束を解除し、利用者・家族等へ報告する

指針の閲覧について

この指針はホームページ上にて公表し、広く閲覧に供するものとする

附則 この指針は令和二年 四月一日より施行する